

【大学生等コース】一時帰国中のオンライン環境下での活動に伴う奨学金の取扱について

標題の件、令和2年3月25日にお知らせいたしました「新型コロナウイルス流行に伴う奨学金の取扱について～派遣中の学生が一時帰国をした場合の奨学金の取扱～」にて、一時帰国中のオンライン環境下での活動において、奨学金の受給が可能となる旨ご案内しておりましたが、支給要件の手続きに関する詳細について、本日、事務局より各大学等に対して、オンラインシステムにて発出いたしますので、各大学等のご担当者様におかれましては、速やかに内容をご確認いただきますとともに、派遣留学生へのご周知についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本措置は、留学中であった派遣留学生が、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず一時帰国せざるを得なかった第11期以前の派遣留学生を対象とするものです。

記

1. 一時帰国中のオンライン環境下での活動継続に伴う奨学金の取扱について

一時帰国により日本国内でオンライン環境下での活動が継続できる場合、座学・実践活動問わず、2020年4月以降の奨学金の支給を認めます。

【支給要件】

留学中であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、やむなく一時帰国をした第11期以前の派遣留学生で、次の①～④に掲げる要件をすべて満たす学生になります。

- ① 在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる留学計画であること
- ② 当初計画から該当月が支給対象であること
- ③ 受入先機関から月次在籍証明書の「在籍確認証明」欄に、現地担当者から署名等をもらい、所属大学に提出できること
- ④ 受入先機関が当該学生の活動を認め、活動を継続していることが確認できること

※座学・実践活動ともに、受入先機関が日本国外である必要があります

＜オンライン環境下での活動継続による奨学金支給の場合の注意事項＞

本制度では、これまで学修活動の中には「実践活動」も含まれるものと捉え、「実践活動」が含まれている留学計画を支援対象としてきたところです。したがって、一時帰国後にオンライン等による留学先大学等の学修を継続することによって奨学金の受給を予定する場合には、「実践活動」のみの留学計画も奨学金の支給対象となり得ますし、座学だけではなく「実践活動」もオンライン等によって実施できることが支給要件となります。また、当初計画の受入先機関以外でオンライン環境下での学修継続の見込みがある場合、「変更申請」により新たな留学計画の承認を受けることで、奨学金を受給することが可能です。ただし、「実践活動」としての受入先機関が見つからなかった等、本制度の目的が達成できない場合は、「辞退」となる可能性がありますので、十分にご注意ください。

2. 一時帰国中のオンライン環境下での活動継続に伴う事務手続上の措置について

3月25日の文部科学省からの通知を受け、上記1.のとおり、留学中であった派遣留学生が、新型コロナウイルスの影響でやむを得ず帰国をし、オンライン環境下での活動を継続した場合、奨学金の支給対象としますが、既に「中止」手続きをとっている学生に対しては、「中止」手続きの取り消しを行い、「中断」への変更を認めることといたします。

3. 「中断」の取消しについて

一時帰国中のオンライン環境下での活動継続により、奨学金の受給再開を決定した場合、「再開届」をご提出いただくことで「中断」を取消しいたします。ただし、奨学金の受給は「再開届」提出時に伴う「変更申請」の承認を得てからの開始となります。詳細は、上記1. をご参照ください。

以上